

【韓国】 関東大震災後の朝鮮人犠牲事件の真相究明を求める特別法の制定

海外立法情報課 藤原 夏人

* 2025年12月2日、韓国国会本会議において「関東大地震朝鮮人犠牲事件の真相究明及び犠牲者名誉回復に関する特別法案」が可決され、同月30日に公布された。

1 背景と経緯

1923年9月1日に発生した関東大震災は、10万人以上の犠牲者を出す甚大な被害をもたらした¹。その一方で、震災による直接的な被害のみならず、震災後に広まった流言に基づく殺傷事件により、朝鮮人を始めとする多くの民間人が犠牲になったことは、今日広く知られるところとなっている²。殺傷事件による犠牲者数には諸説あるが、日本政府は、事実関係を把握できる記録が政府内に見当たらないことを理由に、具体的な犠牲者数について明言していない³。

韓国ではこれまで、関東大震災後の殺傷事件による犠牲者への関心は相対的に高くなかったといわれているが、震災発生から90年となる2013年頃から、朝鮮人が犠牲となった殺傷事件の真相究明及び犠牲者の名誉回復を求める動きが高まってきた⁴。韓国国会においても韓国政府の対応を求める動きが起こり、2014年4月7日に「関東大地震朝鮮人虐殺事件真相究明及び犠牲者名誉回復に関する特別法案」⁵が、2021年9月4日に「1923年関東大地震朝鮮人虐殺事件発生日9月1日の国家追悼日指定要求決議案」⁶が、2023年3月8日に「関東大虐殺事件の真相究明及び被害者名誉回復に関する特別法案」⁷が、それぞれ国会議員により提出された。しかし、これらはいずれも成立には至らず、議会期の終了に伴い廃案となった⁸。

2024年5月30日に開会した第22代国会においても、関連法制定に向けた動きは継続し、開会後間もない同年7月31日、当時の野党議員45人により「関東大虐殺事件の真相究明及び被

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2026年3月10日である。

¹ 「「関東大震災100年」特設ページ」内閣府防災情報のページウェブサイト <<https://www.bousai.go.jp/kantou100/index.html>>

² 中央防災会議災害教訓の継承に関する専門調査会「報告書（1923 関東大震災第2編）」2009.3, pp.206-213. 同上 <https://www.bousai.go.jp/kyoiku/kyokun/kyoukunnokeishou/rep/1923_kanto_daishinsai_2/pdf/19_chap4-2.pdf>

³ 「令和5年8月30日（水）午前-内閣官房長官記者会見」政府広報オンラインウェブサイト <<https://www.gov-online.go.jp/prg/prg27215.html>> なお、日本政府は、平成27（2015）年2月18日に神本美恵子参議院議員が提出した「関東大震災時に起こった朝鮮人等虐殺事件に関する質問主意書」を始めとする過去の質問主意書に対する答弁書においても同様の回答を行っている。「参議院議員神本美恵子君提出関東大震災時に起こった朝鮮人等虐殺事件に関する質問に対する答弁書」（平成27年2月27日内閣参質189第34号）参議院ウェブサイト <<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/syuisyo/189/toup/t189034.pdf>>

⁴ 金廣列「関東大震災時の朝鮮人虐殺問題をめぐる韓国社会の動向」科学研究費新学術領域研究和解学の創生ウェブサイト <<https://reconciliation.w.waseda.jp/essay/79/>>

⁵ 「[1910088] 관동대지진 조선인 학살사건 진상규명 및 희생자 명예회복에 관한 특별법안 (유기홍의원 등 103인)」本稿において、韓国の法律案の原文は議案情報システムウェブサイト <<https://likms.assembly.go.kr/bill/>> を参照した。

⁶ 「[2112562] 1923년 간토대지진 조선인 학살사건 발생일 9월 1일의 국가추모일 지정 촉구 결의안 (우원식의의원 등 60인)」

⁷ 「[2120504] 간토 대학살사건 진상규명 및 피해자 명예회복에 관한 특별법안 (유기홍의원 등 100인)」

⁸ 韓国国会では、法律案及び決議案は、会期の終了により廃案とならず、同一議会期内で継続する。議会期は国会議員の任期（4年）ごとに更新されるため、国会議員の任期満了により当該議会期（「第～代国会」と呼称される。）は終了し、当該議会期に提出された法律案及び決議案は廃案となる。

被害者名誉回復に関する特別法案」(以下「特別法案」)⁹が国会に提出された。特別法案に関連して同年10月23日、国会で開催された関東大震災に関するドキュメンタリー映画¹⁰の写真展において、国会の過半数を占める最大野党「共に民主党」の李在明(イ・ジェミョン)代表(当時)が、「最大限速やかに関連法を通過させる」と述べ、法制定への機運を高めた¹¹。

李在明代表の第21代大統領就任(2025年6月4日)後、国会における特別法案の法案審査が滞りなく進められ、特別法案中の「関東大虐殺事件」という表現を「関東大地震朝鮮人犠牲事件」に改める等の修正が行われた後、2025年12月2日に本会議で可決、同月30日に公布された(法律第21244号、2026年12月31日施行)。

2 関東大地震朝鮮人犠牲事件の真相究明及び犠牲者の名誉回復に関する特別法の主な内容

今回制定された「関東大地震朝鮮人犠牲事件の真相究明及び犠牲者の名誉回復に関する特別法」¹²(以下「特別法」)は、本則25か条及び附則3か条から成る。概要は次のとおりである。

(1) 目的及び定義(第1条～第2条)

特別法は、「1923年の関東大地震朝鮮人犠牲事件の真相及び責任を究明して犠牲者の名誉を回復し、隠蔽され、又は歪曲された真実を明らかにすることにより、人類の普遍的な人権伸張及び国民統合に資すること」を目的とする(第1条)。なお、特別法では、「関東大地震朝鮮人犠牲事件」(以下「犠牲事件」)を「1923年日本の関東地域において大地震が発生した当時、日本の軍人、官憲及び民間人により朝鮮人が犠牲となった事件」(第2条第1号)、「犠牲者」を「関東大地震朝鮮人犠牲事件により死亡し、又は行方不明となった者であって、第3条第2項第3号(次節参照)により犠牲者と決定されたもの」(第2条第2号)と定義した。

(2) 真相究明及び犠牲者の名誉回復委員会の設置、運営等(第3条～第13条)

犠牲事件の真相及び責任を究明し、特別法による犠牲者及び遺族(に該当するか否か)の審査及び決定並びに名誉回復のための活動等に関する事項を審議し、及び議決するため、国務総理¹³の下に「関東大

地震朝鮮人犠牲事件真相究明及び犠牲者名誉回復委員会」(以下「委員会」)を置く(第3条第1項)。附則第2条の規定により、委員会の設立準備(委員会の委員及び職員の任命、委嘱等)は、特別法の施行前に行うことができる。

委員会が審議し、議決する事項は、次の8項目である。①犠牲事件の真相究明、②犠牲事件に関連する国内外の資料の収集及び分析、③犠牲者及び遺族(に該当するか否か)の審査及び決定、④犠牲者及び遺族の名誉回復、⑤調査報告書及び総合報告書(後述(4)参照)の作成に関する事項、⑥犠牲者の遺体の発掘及び奉還に関する事項、⑦追悼空間及び歴史館の設置に関

⁹ 「[2202457] 간토 대학살사건 진상규명 및 피해자 명예회복에 관한 특별법안 (윤건영의원 등 45인)」

¹⁰ 2024年に韓国で製作された、関東大震災後の殺傷事件を扱ったドキュメンタリー映画。「1923 関東大虐殺」というタイトルで同年8月15日に韓国で一般公開された。公開前の同年5月7日、韓国国会において法制定を求める活動の一環として同映画の試写会が開催され、日本においても同月13日に参議院議員会館で試写会が開催された。なお、同映画は、日本では「1923」というタイトルで2026年2月末に一般公開された。

¹¹ 「이재명 당대표, 1923 간토대학살 영화 르포컷 전시회 대회사」 더불어민주당 공보국, 2024.10.23. 더불어민주당 웹사이트 <<https://theminjoo.kr/main/sub/news/view.php?sno=600&brd=230&post=1207047&search=>>

¹² 「간토 대지진 조선인 희생사건 진상규명 및 희생자 명예회복에 관한 특별법 (법률 제 21244 호)」本稿において、韓国法令の原文は、国家法令情報センターウェブサイト <<https://law.go.kr/LSW/main.html>> を参照した。

¹³ 国務総理は、大統領を補佐し、行政に関して、大統領の命を受けて行政各部を統括する(大韓民国憲法第86条)。

する事項、⑧その他真相究明及び名誉回復等に関連して大統領令で定める事項（第3条第2項第1号～第8号）。

委員会は、委員長を含む9人（国会議長推薦1人、与党会派推薦2人、野党会派推薦2人、学識経験者4人）で構成し、委員の任命又は委嘱は国務総理が行う（第4条1項及び第2項）。委員長（任期2年、再選可）は、委員の中から国務総理が任命する（同条第3項及び第4項）。

委員は、外部のいかなる指示又は干渉を受けず、独立してその職務を遂行し、①身体上又は精神上的の障害により職務遂行が著しく困難になった場合及び②禁錮以上の刑の宣告が確定した場合を除き、その意思に反して解任又は解嘱されない（第7条）。

他方、①大韓民国の国民でない者、②「国家公務員法」¹⁴第33条各号のいずれかに該当する者¹⁵、③政党の黨員、④「公職選挙法」¹⁶により実施される選挙に候補者（予備候補者を含む。）として登録した者は委員になることができず、委員がこれらの欠格事由に該当することになった場合は当然に退職する（第8条）。また、犠牲事件の加害者又は犠牲者と親族関係にある、又はあった委員は、当該事件に係る審議及び議決から除斥¹⁷される（第9条）。

委員会の活動期間は設置から3年間とし、1回に限り2年の範囲で活動期間を延長することができる（第5条）。また、委員会は、業務遂行に必要な諮問を受けるための諮問機関を置くことができる（第12条）。委員会の組織及び運営に関する詳細は、大統領令で定める（第13条）。

(3) 真相究明に係る申請、調査方法（第14条～第18条）

犠牲者及びその遺族、犠牲者と親族関係にある者等は、本法の施行日から2年以内に、委員会に真相究明を申請することができる（第14条）。委員会は、第16条に規定する却下事由（申請内容が明らかに虚偽である場合等）に該当しない場合は、調査開始を決定し、遅滞なく当該申請内容に関して必要な調査をしなければならない（第17条第1項）。また、委員会は、犠牲事件に該当すると認めるに足る相当な根拠があり、真相究明が重要と判断される場合は、職権で調査をすることができる（同条第3項）。

委員会は、①調査対象者及び参考人に対する関連資料等の閲覧及び提出の要求、②調査対象者及び参考人からの陳述の聴取、③関係機関等に対する事実照会、関連資料等の閲覧及び提出の要求等を行うことができる（第18条第1項）。委員会から調査に関して必要な資料の閲覧、提供等を要求された者、関係機関等は、特別な事由がない限りこれに応じなければならない（同条第3項）。なお、委員会が関係機関等の長に閲覧、提供等を要求した資料が外国で保管されている場合は、当該関係機関等の長が、当該国政府と誠実に交渉しなければならず、その結果を委員会に通知しなければならない（同条第2項）。

(4) 真相究明に係る決定、国会への報告等（第19条～第20条）

委員会は、上述の真相究明に係る調査を完了したときは、①犠牲事件による被害の有無、②当該被害の原因及び背景、③犠牲者及び遺族（に該当するか否か）を決定し（第19条）、その結果及び理由を遅滞なく申請人及び調査を行った調査対象者等に通知しなければならない（第

¹⁴ 「국가공무원법」(법률 제 20627 호)

¹⁵ 国家公務員法第33条では、国家公務員の欠格事由が規定されており、①成年被後見人、②禁錮以上の実刑が宣告され、その執行が終了し、又は免除された日から5年（未成年者に対する性犯罪の場合は20年）が経過しない者、③懲戒により免職処分を受けた時から一定期間（免職の種類により3年又は5年）が経過しない者等が該当する。

¹⁶ 「공직선거법」(법률 제 21066 호)

¹⁷ 法律で定める事由に該当する場合に当然に職務から外れること。

20 条第 1 項)。当該通知を受けた者が委員会の決定に異議がある場合は、通知を受けた日から 60 日以内に異議申立てをすることができる(同条第 2 項)。委員会は、異議申立てを受けた日から 60 日以内に当該異議申立てに対する決定を行い、その結果を申立人に遅滞なく通知しなければならない(同条第 3 項)。異議申立ての手續等に必要な事項は、大統領令で定める(同条第 4 項)。

委員会は、真相究明活動について調査報告書(毎年 1 回)及び総合報告書(真相究明活動終了から 6 か月以内)を作成して大統領及び国会に報告する義務を負う(第 21 条)。

(5) その他(第 22 条～第 25 条)

政府は、犠牲者の追悼等を目的として、追悼碑の建立、史料館の設置、教育学術文化事業等に必要な費用を支援することができる(第 22 条)。

委員会の委員、職員等は、職務上知り得た情報等を他人に漏えいしてはならず(第 23 条)、違反した場合は 2 年以下の懲役又は 2 千万ウォン¹⁸以下の罰金が科される(第 25 条)。

¹⁸ 1 ウォンは約 0.11 円(令和 8 年 3 月分報告省令レート)。